

## ○東温市訪問入浴事業実施要綱

(平成 22 年 3 月 31 日告示第 33 号)

**改正** 平成 23 年 3 月 10 日告示第 28 号 平成 25 年 3 月 5 日告示第 13 号  
平成 25 年 3 月 28 日告示第 36 号 平成 26 年 2 月 27 日告示第 18 号  
平成 27 年 3 月 9 日告示第 32 号 平成 27 年 12 月 16 日告示第 157 号  
平成 28 年 2 月 29 日告示第 41 号

(目的)

第 1 条 この告示は、在宅の身体障害者等に対して訪問入浴費を給付することにより、訪問入浴サービスを提供することによって身体の清潔保持及び心身機能を維持し、日常生活の支援及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業内容)

第 2 条 この事業は、身体障害者等の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行なう。

(利用対象者)

第 3 条 この事業の利用対象者は、東温市に居住地のある在宅生活を行なっている身体障害者及び治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「障害者等」という。）のうち、移送困難な者かつ自宅浴室でのヘルパーによる入浴介助が困難なものであって、次の各号に該当する者とする。ただし、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）等の他制度により同様のサービスを受給できる者は除く。

- (1) 身体障害者手帳 1 級及び 2 級に該当する者
- (2) その他、市長が特に必要があると認める者

(支給申請)

第 4 条 訪問入浴費の支給を受けようとする障害者等及び障害者等を介護する者（以下「申請者」という。）は、地域生活支援事業支給申請書兼利用者負担金減額・免除等申請書（様式第 1 号）に医師意見書（別紙 1）、

世帯状況・収入申告書（様式第 2 号）及び同意書（様式第 3 号）を添えて、市長に提出しなければならない。

（聞き取りの実施）

第 5 条 市長は、本事業の決定を行うため、支給決定に係る障害（児）者の状態等に関する事項について、本市の職員に概況調査票を使用して聞き取り調査を行わせることができる。

（支給決定）

第 6 条 市長は、前条による申請があった場合はその必要性を検討し、速やかに支給の要否について決定し、地域生活支援事業費支給決定通知書兼利用者負担金減額・免除等決定書（様式第 4 号）及び支給量、その他必要な事項を記載した地域生活支援事業受給者証（様式第 5 号。以下「受給者証」という。）により申請者に通知する。

2 市長は、支給決定を行なう場合には、月を単位として訪問入浴費を支給する訪問入浴事業の回数を定めるものとする。

（有効期間）

第 7 条 有効期間は、原則として支給決定行をなった日から当該日が属する月の末日までの期間と 1 年を合算して得た期間とする。ただし、支給決定を行なった日が月の初日である場合は、1 年間とする。

（支給決定の変更）

第 8 条 訪問入浴費の支給決定を受けた者（以下「支給決定障害者等」という。）は、現に受けている支給決定の内容を変更する必要がある場合は地域生活支援事業費支給変更申請書兼利用者負担金減額・免除等変更申請書（様式第 8 号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による変更申請があった場合はその必要性を検討し、速やかに支給変更の要否について決定し、地域生活支援事業費支給決定通知書兼利用者負担金減額・免除等決定書（様式第 9 号）により申請者に通知するものとする。

（支給決定の取消し）

第9条 市長は、支給決定障害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条及び第8条の規定による決定を取り消すことができる。

- (1) この事業の対象者でなくなった場合
- (2) 不正又は虚偽の申請により支給決定を受けた場合
- (3) その他、市長が利用を不相当と認めた場合  
(受給者証の再交付)

第10条 受給者証を紛失した場合等、再交付が必要な場合には受給者証再交付申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により、受給者証を再交付しなければならない。  
(利用方法)

第11条 支給決定障害者等がこの事業を利用しようとするときは、東温市に登録する訪問入浴業者（以下「登録業者」という。）に受給者証を提示し、直接依頼するものとする。

2 登録業者は、訪問入浴の提供の都度、地域生活支援事業提供実績記録票（訪問入浴）（様式第7号）に必要事項を記載し、支給決定障害者等の確認を受けるものとする。

3 登録業者は、訪問入浴の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項を契約内容（地域生活支援事業受給者証記載事項）報告書（様式第6号）により、市長に遅滞なく報告しなければならない。  
(訪問入浴費の支給)

第12条 訪問入浴費の支給は、訪問入浴に関して次条の規定により支給する給付とする。  
(訪問入浴費)

第13条 市長は、支給決定障害者等が、支給の決定の期間内において第11条に規定する事業者（以下「訪問入浴事業者」という。）から訪問入浴の提供を受けたときは、当該支給決定障害者等に対し、当該訪問入浴（支給量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、訪問入浴費を支給する。

2 訪問入浴費の額は、訪問入浴費に通常要する費用につき、次に定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該訪問入浴に要した費用の額

を超えるときは、当該現に訪問入浴に要した費用の額)の100分の90に相当する額とする。

3 基準額は1回当たり12,500円とする。

(高額地域支援事業サービス費)

第14条 支給決定障害者等が同一の月に受けた訪問入浴に要した費用の額の合計額から前条第2項の規定により算定された当該同一の月における訪問入浴費の合計額を控除して得た額が、別表第2に定める上限月額を超えるとき又は、東温市障害者移動支援事業実施要綱(平成18年東温市告示第82号)に基づく移動支援事業、東温市日中一時支援事業実施要綱(平成18年東温市告示第82-2号)に基づく日中一時支援事業、東温市障害者生活サポート事業実施要綱(平成18年東温市告示第82-3号)に基づく生活サポート事業、東温市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱(平成21年東温市告示第88号)に基づく重度障害者入院時コミュニケーション支援事業及び東温市障害児タイムケア事業実施要綱(平成19年告示第21-1号)に基づくタイムケア事業を利用した際に要した費用と前条第2項の規定により算出した額の合計額が、別表第2に定める上限額を超えるときは、当該支給決定障害者等に対し、高額地域生活支援事業サービス費を支給するものとする。

2 高額地域生活支援事業サービス費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、高額地域生活支援事業サービス費支給申請書(様式第15号)に領収書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請に基づき、高額地域生活支援事業サービス費の支給の可否を決定したときは、高額地域生活支援事業サービス費支給(不支給)決定通知書(様式第16号)により、対象者に通知しなければならない。

(登録の申請)

第15条 訪問入浴を提供しようとする事業者は、訪問入浴事業者登録申請書(様式第11号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、登録に関し必要があると認めるときは、前項の申請に必要な書類等の添付を求めることができる。

(登録)

第 16 条 市長は登録の可否を決定したときは、訪問入浴事業者登録(却下)通知書(様式第 12 号)により申請事業者に通知するものとする。

(登録内容の変更の届出)

第 17 条 登録事業者は、第 13 条の規定により申請した内容について変更があったときは、当該変更に係る事項について訪問入浴事業者登録事項変更届出書(様式第 13 号)により市長に届け出なければならない。

(休止、廃止及び再開)

第 18 条 登録事業者は、当該訪問入浴事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、次に掲げる事項を記載した訪問入浴事業者事業廃止(休止・再開)届出書(様式第 14 号)を市長に届け出なければならない。

(1) 廃止し、休止し、又は再開した年月日

(2) 廃止し、又は休止した場合にあっては、その理由

(3) 休止した場合によっては、休止の予定期間

(介助員の配置)

第 19 条 事業者は、事業を提供する場合において、1 回の訪問につき介助員 3 人以上を持って行なうものとし、そのうち 1 人以上は看護師又は准看護師の資格を有するものとする。

(事業実施上の留意事項)

第 20 条 事業者は、この告示により実施される事業運営について障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 42 条の規定による責務を果たし、その他この告示に定めない事項についても法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号)等の各関係法令に準ずるものとする。

2 事業者は、事業実施に当たり支給決定障害者の健康状態に常に留意し、状況により入浴が不適當であると認めたときは入浴を中止することができる。

(その他)

第 21 条 この告示に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 10 日告示第 28 号)

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 5 日告示第 13 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 28 日告示第 36 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 27 日告示第 18 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 9 日告示第 32 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 16 日告示第 157 号)

この告示は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 29 日告示第 41 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 12 条、13 条関係)

区 分	上限月額 (軽減措 置)	備 考
一	37,200 円	市民税課税世帯(ただし、市民税所得割額が 16 万円(障害児にあっては 28 万円)未満の世帯については、上限を 9,

般	障害者 (9,300 円) 障害児 (4,600 円)	300円(障害児については4,600円)まで軽減する。)
低所得2	0円	市民税非課税世帯であって、「低所得1」以外の者
低所得1	0円	市民税非課税世帯であって、障害者(障害児の保護者)の収入が年間80万円以下のもの
生活保護	0円	<u>生活保護世帯</u>

備考 上限月額の設定方法については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課が発行する「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き」の通所施設・在宅サービス等軽減の上限月額の認定方法に準じるものとする。

様式第1号(第4条関係)

地域生活支援事業支給申請書兼利用負担減額・免除等申請書

[別紙参照]

別紙第1(第4条関係)

医師意見書

[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

世帯状況・収入申告書

[別紙参照]

様式第3号(第4条関係)

同意書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 6 条関係)

地域生活支援事業支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 6 条関係)

地域生活支援事業受給者証

[別紙参照]

様式第 6 号(第 11 条関係)

契約内容(地域生活支援事業受給者証記載事項)報告書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 11 条関係)

地域生活支援事業提供実績記録票

[別紙参照]

様式第 8 号(第 8 条関係)

地域生活支援事業支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 8 条関係)

地域生活支援事業支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書

[別紙参照]

様式第 10 号(第 10 条関係)



受給者証再交付申請書

[別紙参照]

様式第 11 号(第 15 条関係)

地域生活支援事業事業者登録申請書

[別紙参照]

様式第 12 号(第 16 条関係)

地域生活支援事業事業者登録承認(却下)通知書

[別紙参照]

様式第 13 号(第 17 条関係)

地域生活支援事業登録事項変更届出書

[別紙参照]

様式第 14 号(第 18 条関係)

地域生活支援事業廃止(休止・再開)届出書

[別紙参照]

様式第 15 号(第 14 条関係)

高額地域生活支援事業サービス費支給申請書

[別紙参照]

様式第 16 号(第 14 条関係)

高額地域生活支援事業サービス費支給(不支給)決定通知書

[別紙参照]